

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則 五九

### 告 示

○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 五九

○生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 五九

○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 五九

○生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 五九

○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 五九

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 五九

○指定居宅サービス事業者を指定した件 五〇

○指定居宅介護支援事業者を指定した件 五〇

○指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件 五〇

○指定居宅サービス事業を行う事業 五〇

所の名称を変更した旨届出があった件 五三

○指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 五三

○指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件 五三

○指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 五三

○指定介護予防サービス事業者を指定した件 五三

○指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件 五三

○指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件 五三

○指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 五三

福島県選挙管理委員会 五三

○個人演説会等を開催することができ施設指定を取り消した旨報告があった件 五四

### 福 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会

○小型定置漁業の保護区域について 指示する件 五四

## 規 則

福島県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

### 福 島 県 規 則 第 七 十 七 号

福島県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

福島県統計調査条例施行規則(平成二十一年福島県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式(裏面)中「第13条」を「第15条」に、「3万円」を「20万円」に改め、「~~又は~~」を削り、「~~対して~~」の次に「~~等~~」を挿入し、「~~を~~」を加える。

### 附 則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

(統計分析課)

## 告 示

### 福 島 県 告 示 第 五 百 十 九 号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

やまもり内科 福島市八島田字琵琶湖六二二一 平成二十一年六月一日

瓜生歯科医院 会津若松市七日町六一二二 同 月一七日

ファーマライズ薬局卸町店 福島市鎌田字卸町二二一一 同 月一日

アイル薬局西口店 福島市三河南町四一一三 同 月一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。  
平成二十一年八月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

名	称	所 在 地
変更前	変更後	
本多医院	かみや内科クリニック	田村郡小野町小野新町字宿ノ後三三三

（社会福祉課）

福島県告示第五百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
平成二十一年八月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	廃止年月日
やまもり内科	福島市北中央一―六四	平成二十一年五月三十一日
瓜生歯科医院	会津若松市七日町六一―一二	同 年六月一六日
船引歯科医院	田村市船引町船引字安久津五五	同 年三月三〇日
ファミリーマーズ薬局卸町店	福島市鎌田字卸町二―一一	同 年五月三十一日
アイル薬局西口店	福島市三河南町七―八	同 年六月一日

（社会福祉課）

福島県告示第五百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦

人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。  
平成二十一年八月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
医療法人だいらく歯科クリニク	白河市新白河一―二三〇	平成二十二年七月三十一日

（社会福祉課）

福島県告示第五百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。  
平成二十一年八月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
森川正崇	会津若松市館脇町二―一五	ゆず整骨院	会津若松市南花畑一―	平成二十一年七月一日

（社会福祉課）

公 告

公告第四百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十一年八月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年八月十二日
- 二 名称  
特定非営利活動法人アースウェイヴ
- 三 代表者の氏名  
戸田 由美子
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市上鳥渡字樋ノ口北四十三番地の六

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者や精神障害者に対して、共同生活援助、共同生活介護に関する事業を行い、障害者の地域移行の支援と福祉の増進に寄与することを目的とする。(文化振興課)

公告第四百五十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成二十一年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
ヘルパーステーション 恵和	いわき市平字 愛谷町四一八 一	株式会社恵和	福島県いわき市平四ツ波字 糖塚三三一六	平成二十一年 八月一日	訪問介護
ヘルパーステーション エース伊達	伊達市梁川町 細谷字道林下 二二二	合同会社ピルエース	同 県福島市 瀬上町字町裏 六一一	同	同
デイセンタ ーふれあい	郡山市喜久田 町菖蒲池二二 一五七三 昇ビル一階	株式会社マツイ	同 県郡山市 喜久田町菖蒲 池二二一五一 七 三昇ビル 一階	同	通所介護
ほのぼのハウス	いわき市内郷 高野町杉平四 七一一	ハート株式会社	同 県いわき市 常磐上湯長 谷町湯台堂一 〇二一四	同	同
デイサービス そうそう	南相馬市原町 区小川町二三 〇一一	株式会社日本中央福祉	同 県南相馬市 原町区石神 字中川原二〇	同	同

デイサービス 赤い風船	同 市原町 区深野字台畑 二二一一	株式会社ユニキャスト	同 市原町区深野 字台畑二二一 一	同	同
-------------	-------------------	------------	-------------------	---	---

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百五十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成二十一年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所よつ葉	福島市南矢野目 字鴨目五〇一三	株式会社よつ葉介護センタ	福島県福島市飯坂町平野字林添 七一一一	平成二十一年 八月一日
居宅介護支援事業所健やかライフ	同 市飯坂町字 湯町二八一	株式会社癒樹会	同 市笹谷字下釜二四一 一四	同
優信会居宅介護支援センター	いわき市泉ヶ丘 二二一一一六	有限会社優信会	同 県いわき市 泉ヶ丘二二四五 一七	同
あるぷすケアアップランセンター	相馬市沖ノ内一 一八一五	株式会社アルプスビジネス クリエーション福島	同 県相馬市沖ノ内一一二一一	同

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百五十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サ



社会福祉法人太田福祉記念会太田デイサービスセンター	郡山市中町五一二五	郡山市深沢二一三一	社会福祉法人太田福祉記念会	同 県郡山市熱海町玉川字阿曾沢一一一一	通所介護
---------------------------	-----------	-----------	---------------	---------------------	------

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百六十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成二十一年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
渡部病院あさひ居宅介護支援事業所	医療法人あさひ会居宅介護支援事業所	西白河郡矢吹町文京町二二六	医療法人あさひ会	福島県西白河郡矢吹町文京町二二六

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百六十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
ケアプラン楓	会津若松市古川町四一八	会津若松市真宮新町北二一一八	株式会社楓	福島県会津若松市真宮新町北二一一八
いわき市社会福祉協議会	いわき市平字菱川町六一四	いわき市平字菱川町一一三	社会福祉法人いわき市社会福祉協	同 県いわき市平字菱川町一一三

公告第四百六十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
今泉指定居宅介護支援センター	今泉居宅介護支援事業所	郡山市堂前町二〇一九	郡山市朝日二一一八	医療法人明信会	福島県郡山市堂前町二〇一九

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百六十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
ヘルパーステーション	いわき市平字愛谷町四一八	株式会社恵和	福島県いわき市平四ツ波字糖塚三三一六	平成二十一年八月一日	介護予防
ヘルパーステーション	伊達市梁川町細谷字道林下	合同会社ピルエース	同 県福島市瀬上町字町裏	同	同

議会

(高齢福祉課介護保険室)

エース伊達	二二二		六〇一		
デイセンタ ーふれあい	郡山市喜久田 町菖蒲池二二 一五二七三 昇ビル一階	株式会社マ ツイ	同 県郡山市 喜久田町菖蒲 池二二一五一 七三昇ビル 一階	同	介護予防 通所介護
ほのぼのハ ウス	いわき市内郷 高野町杉平四 七一一	ハート株式 会社	同 県いわき 市常磐上湯長 谷町湯台室一 〇二一四	同	同
デイサービ スそうそう	南相馬市原町 区小川町二三 〇一一	株式会社日 本中央福祉	同 県南相馬 市原町区石神 字中川原二〇 一一	同	同
デイサービ ス赤い風船	同 市原町 区深野字台畑 二一一一	株式会社ユ ニキャスト	同 市原町区深野 字台畑二一一 一	同	同

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百六十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成二十一年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
県中デイセ	郡山市喜久田	有限会社松	福島県郡山市	平成二十二年	介護予防

ンターふれ あい	町菖蒲池二二 一五二七	井指圧	字榎ノ木九一 一八	七月三十一日	通所介護
いわき中央 クリニック 訪問介護事 業所	いわき市平字 城東二一七 一四	医療法人社 団いわき中 央クリニッ ク	同 県いわき 市平字四町目 一八総和ビル 三階	平成二十二年 五月三十一日	介護予防 訪問介護

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百六十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成二十一年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
渡部病院あ さひ訪問看 護ステーション	医療法人あ さひ会訪問 看護ステーション	西白河郡矢吹 町文京町二二 六	医療法人あ さひ会	福島県西白河 郡矢吹町文京 町二二六	介護予防 訪問看護
特定非営利 活動法人い わき自立生 活センター	ヘルパース テーション 未来	いわき市平研 町一	特定非営利 活動法人い わき自立生 活センター	福島県いわき 市平研町一	介護予防 訪問介護

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百六十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県選挙管理委員会

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所(個人にあつては、住所)	サービスの種類
ふれあいずスマイル訪問介護事業所	会津若松市東千石三―四―五〇	会津若松市東千石一―一―一一	特定非営利活動法人ふれあいずスマイル	福島県会津若松市東千石一―一―一一	介護予防訪問介護
ケアヘルパ― 楓	同 市古川町四―八	同 市真宮新町北二―一八	株式会社楓	同 市真宮新町北二―一八	同
いわき市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	いわき市平字菱川町六―四	いわき市平字菱川町一―三	社会福祉法人いわき市社会福祉協議会	同 県いわき市平字菱川町一―三	同
いわき市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	同	同	同	同	介護予防訪問入浴
社会福祉法人太田福祉記念会太田デイサービスセンター	郡山市中町五―二五	郡山市深沢二―三―一	社会福祉法人太田福祉記念会	同 県郡山市熱海町玉川字阿曾沢一―一―一	介護予防通所介護

(高齢福祉課介護保険室)

福島県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、猪苗代町選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十一年八月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

取消年月日	取 消 年 月 日	設 施 の 所 在 地	設 施 の 名 称	設 施 の 管 理 者
平成二十一年四月一日	一七	耶麻郡猪苗代町字古城町一三三二	猪苗代町民体育館	猪苗代町教育委員会教育長

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第四号

福島県海面における小型定置漁業の保護区域について、漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十一年八月二十一日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田幸徳

保護区域	保護区域
小型定置漁業の保護区域は、次のとおりとする。	
漁業の種類	保 護 区 域
小型定置漁業(さけ角網漁業を含む。)	網漁具張り立ての位置から、前面五百メートル、後面五百メートル及び沖面五百メートルの連絡線によつて囲まれた区域

二 漁業の禁止

一の保護区域においては、まき網漁業、固定式さし網漁業、流し網漁業、沿岸にかご漁業、機船船びき網漁業、はもかご漁業、どう漁業及びつぼ漁業を営んではならない。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十一年九月一日から平成二十二年八月三十一日までとする。